

第3部 公害の防止に関する講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 環境管理計画の概要

大阪府環境管理計画（BIG・PLAN）は、公害対策基本法に基づく大阪地域公害防止計画（昭和47年12月策定）を包含する計画として、府公害防止条例第9条の規定に基づき、府域の自然的、社会的条件を考慮して、昭和48年9月に策定したものである。本計画は、公害防止と環境保全のための総合的、基本的な計画であって、昭和47年度から昭和56年度までの10カ年にわたる長期計画である。

本計画の特色としては、①精細な計算、解析に基づいて、大気及び水質の環境容量を算定するなど、科学的な根拠に基づいて汚染を改善する手法を明らかにしたこと、②国が定めている環境基準（大気汚染、水質汚濁及び騒音）のほかに、府独自の目標を設定したこと、③自然保护を始め広く環境問題全般にわたって計画の対象としたことである。

府域における公害を抜本的に解消するため、本計画では、まず土地利用と環境汚染の関連を明らかにし、今後の土地利用に係る施策の方向を示すとともに、当面、具体的に実施していく大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策、廃棄物対策、自然環境の保護・回復、環境保健対策、中小企業対策、その他の環境上の障害防止対策等について、それぞれの個別施策を示している。

第2節 環境管理計画の推進

第1 実施計画策定の概況

環境管理計画は、10カ年という長期計画であるので、本計画に示された各般にわたる施策を推進するに当たっては、具体的な実施計画を策定し、計画期間内における諸条件の変化、新しい要因の発生などを踏まえ、対処することが重要である。

現在、本計画の実施計画としては、大気汚染防止対策として、窒素酸化物の低減を中心とする大気清浄化計画、水質汚濁防止対策として、河川・海域における水質汚濁負荷量削減計画と、これに関連する下水道整備計画、また、廃棄物処理対策として、

大阪府産業廃棄物処理計画をそれぞれ策定しており、更に自然保護についてもその基本方針を策定するなど、逐次実施計画を策定し、その推進を図っているところである。

第2 環境管理計画に示す事業の実施状況

本計画に盛り込まれた諸事業のうち、公共団体（府及び府下市町村並びに国）が主体となって講ずる施策に要する経費は、計画策定の時点において、昭和56年度までに約2兆2,100億円と見込まれている。

昭和49年度（見込）までに投資された事業費の累計は表3-1-1のとおり、約3,822億円である。なお、全事業費2兆2,100億円のうちその約70%を占める下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業及び公園緑地整備事業の事業費は、累計約2,444億円となっている。

表3-1-1 環境管理計画の事業進行状況

（単位：百万円）

年度 区分		昭47（実績）	48（実績）	49（見込）
事 業 費	計	110,025	121,294	150,852
	累計	—	231,319	382,171

第3節 公害対策審議会等における調査審議

第1 公害対策審議会の審議状況等

1 公害対策審議会制度

公害対策審議会（以下「審議会」という。）は、昭和45年12月、公害対策基本法の一部改正により、都道府県における公害防止対策の基本的事項を調査審議させる等のための必置機関とされたことに伴い、「大阪府公害対策審議会条例」（昭和46年大阪府条例第2号）を制定し、従前の審議会を改組して、昭和46年3月11日発足したものである。

審議会は、委員35名（学識経験のある者19名、府議会議員8名、市町村長8名）、幹事25名及び専門委員で構成され、昭和50年3月31日現在、専門委員は39名（大気汚染分科会9名、水源汚濁分科会10名、騒音・振動分科会10名、地盤沈下分科

会3名、法制度分科会7名)である。

2 審議会に対する諸問事項及びその審議状況

- (1) 「大阪府公害防止条例改正の基本的方向等について」(昭和49年4月24日)

質問

ア 「大阪府公害防止条例改正の基本的方向」については、専門委員会に調査検討を付託する等により、審議中である(審議回数12回)。

イ 硫黄酸化物に係る排出基準の一部改正については、「大阪府公害防止条例に基づく硫黄酸化物に係る排出基準の改正について」(昭和49年4月24日)により答申を得た。

ウ 燃料基準の強化改正については、「燃料基準の一部改正について」(昭和49年7月24日)により答申を得た(審議回数2回)。

- (2) 騒音・振動に係る規制地域の区分及び規制基準の改正(昭和49年2月13日質問)については、「騒音・振動に係る規制地域の区分及び規制基準の改正について」(昭和49年4月24日)により答申を得た(審議回数2回)。

- (3) 大阪府産業廃棄物処理計画の策定に関する意見(昭和48年9月8日質問)については、「大阪府産業廃棄物処理計画の策定に関する公害対策審議会の意見について」(昭和49年6月27日)により答申を得た(審議回数7回)。

- (4) 泉州地域における地下水採取の規制に伴う技術的基準(昭和49年2月13日質問)については、「泉州地域における地下水採取の規制に伴う技術的基準」(昭和49年7月24日)により答申を得た(審議回数2回)。

- (5) 「炭化水素系有害物質に係る設備基準等の見直しについて」(昭和49年8月30日)質問

ア 「炭化水素系有害物質排出施設(炭化水素系有害物質の排出を伴う作業等を含む)に係る光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討」については、専門委員会に調査検討を付託し、現在、審議中である。

イ 炭化水素系有害物質等排出施設に係る現行設備基準適用上の問題点の検討とそれに伴う必要な措置の決定については、「炭化水素系有害物質等排出施設に係る現行設備基準適用上の問題点等について」(昭和49年8月30日)により答申を得た。

3 専門委員会における審議状況

(1) 大気汚染分科会

炭化水素系有害物質排出施設（炭化水素系有害物質の排出を伴う作業等を含む。）に係る光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討についての調査検討（開催回数2回）

(2) 地盤沈下分科会

泉州地域の地下水揚水設備の技術的基準についての調査検討（開催回数2回）

(3) 廃棄物分科会

大阪府産業廃棄物処理計画（案）についての調査検討（開催回数7回）

(4) 法制度分科会

大阪府公害防止条例改正の基本的方向に係る付託事項についての調査検討及び同報告書の審議会への提出（開催回数6回）

4 府公害防止条例改正の基本的方向についての調査審議

現行の府公害防止条例は、昭和46年9月施行以来、人間優先を基本理念とし、府の公害行政の根幹をなすものとして運用されてきたが、その後における公害現象の複雑、多様化、公害に対する住民意識の高まりなどの状況の変化と環境容量の概念を導入した環境管理計画の策定並びに国における関係法令の整備に伴い、現行条例を再検討して、その改正強化を図る必要性が提起されるに至った。

このような状況を踏まえ、昭和49年4月、公害対策審議会にその改正の基本的方向について諮詢したところであるが（2参照）、審議会においては、特に「公害の範囲に関すること」、「住民参加に関すること」等13項目については、専門的に検討を要するとして専門委員会に調査検討を付託し、同専門委員会では法制度分科会を設置して昭和49年11月以降調査審議を行った結果、昭和50年1月「大阪府公害防止条例改正の基本的方向に係る付託事項についての報告書」をまとめ、審議会に提出した。

専門委員会に付託した事項は、前記2項目のほか、前文に関すること、総量規制に関すること、立地規制に関すること、公害防止協定に関すること、事業者の責務に関すること、府民の責務に関すること、知事の責務に関すること、市町村長の責務に関すること、自動車及び航空機等の規制に関すること、行政代執行に

関すること及び事務委任に関することである。

なお、本諮問事項については、引き続き昭和50年度においても審議が行われて いる。

第2 水質審議会の審議状況等

1 水質審議会制度

水質審議会は、昭和46年5月、水質汚濁防止法の一部改正により、都道府県における公共用水域の水質の汚濁防止に関する重要事項を調査審議させるための必置機関とされたことに伴い、「大阪府水質審議会条例」(昭和46年大阪府条例第38号)が制定され、昭和46年10月29日発足したものである。

審議会は、委員39名（学識経験のある者19名、府議会議員8名、市町村長8名、国 の地方行政機関の長4名）、幹事21名及び専門委員で構成され、昭和50年3月31日現在、専門委員は10名である。

2 審議会に対する諮問事項及びその審議状況

- (1) 「産業排水に係る水質汚濁負荷量削減のための基本的方策」(昭和48年2月21日 諮問) について、「産業排水に係る水質汚濁負荷量削減のための基本的方策について」(昭和49年7月19日) により答申を得た（審議回数2回）。
- (2) 「公害対策基本法第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の追加あてはめ」(昭和48年2月21日 諮問) については、専門委員会に調査検討を付託し、審議中である（審議回数1回）。
- (3) 「排出水の検定方法の改正について」(昭和49年10月24日) 諮問し、「排出水の検定方法の改正と排水基準の一部改正について」(昭和49年10月24日) により答申を得た。
- (4) 「水質汚濁防止法第16条の規定による公共用水域の測定計画について」(昭和50年2月5日) 諮問し、「昭和50年度公共用水域の測定計画について」(昭和50年2月5日) により答申を得た。

3 専門委員会における審議状況

- (1) 産業排水に係る水質汚濁負荷量削減のための基本的方策 (昭和48年2月21日 諮問) についての調査検討 (開催回数6回)
- (2) 公害対策基本法第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の追加あてはめについての調査検討 (開催回数2回)

第4節 府公害防止条例及び関係規則等の整備

第1 上乗せ条例の一部改正

1 上乗せ排出基準の強化

瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定に伴い、瀬戸内海関係府県における公共用水域に排出される産業排水に係る化学的酸素要求量（C O D）で表示される汚濁負荷量を、昭和51年10月末までに昭和47年当時のそれに比して2分の1に減少させるという目標を達成するため、「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」（昭和49年10月25日大阪府条例第43号）により、その上乗せ排水基準を強化した。

2 上乗せ排水基準の検定方法の改正

水質汚濁防止法に基づく排水基準に係る検定方法について、昭和46年経済企画庁告示第21号による検定方法が、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により全面的に改正されたことに伴い、上乗せ条例に示す検定方法を改正することとし、「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」（昭和49年10月28日大阪府条例第53号）により、その検定方法を全部改正した。

第2 府公害防止条例施行規則の一部改正

1 大気汚染及び水質汚濁の防止に関する事務委任市の拡大

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部改正により、大気汚染防止法に定める事務の一部が新たに高槻市に、水質汚濁防止法に定める事務の一部が新たに豊中市、吹田市、高槻市及び八尾市に委任されたことに伴い、府公害防止条例に基づく大気汚染及び水質汚濁の防止に係る事務をそれらの市に委任するため、「大阪府公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」（昭和49年5月1日大阪府規則第42号）により関係事務の委任を行った。

2 硫黄酸化物の排出基準に係るKの値の強化等

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に定める硫黄

酸化物の排出基準に係るKの値の改正強化に伴い、府公害防止条例に基づく硫黄酸化物の排出基準に係るKの値を改正するとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める用途地域の変更に伴い、府公害防止条例に基づく騒音に係る規制地域を変更し、あわせて騒音に係る排出基準を強化するため、「大阪府公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」（昭和49年7月1日大阪府規則第56号）によりこれらの改正強化等を行った。

3 行政区画の変更に伴う規定の整備

大阪市域に係る行政区画の一部について分区されたことに伴い、「大阪府公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」（昭和49年7月17日大阪府規則第65号）により関係規定の整備を図った。

4 燃料基準等の強化及び設備基準の適用の合理化等

府公害防止条例に基づく燃料基準を昭和49年11月1日と昭和51年11月1日に区分して段階的に強化するとともに、事業場については府域全域に適用対象地域を拡大し、有害物質に係る設備基準については、その排出実態にかんがみ、吹付塗装施設、乾燥・焼付施設等において粉体塗料等有機溶剤の含有量が著しく少量である塗料を使用する等の場合には、設備基準に示す措置を講じているものとみなすことによりその適用の合理化を図った。

また、泉州地域における地盤沈下を防止するため、新たに同地域を地下水採取規制地域に指定するとともに、製造業、電気事業、ガス事業及び熱供給業を規制対象業種に追加するため、「大阪府公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」（昭和49年9月10日大阪府規則第78号）によりそれらの強化等を図った。

第3 上乗せ条例別表第二の二のイの表の備考の3の移転を定める規則の制定

上乗せ条例別表第二の二のイの表の備考の3に基づいて、知事が既設工場等とみなして上乗せ排水基準を適用する工業団地への移転を定めるため、「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例別表第二の二のイの表の備考の3の移転を定める規則」（昭和49年12月20日大阪府規則第97号）を制定した。

第4 府公害防止条例施行規則に基づく污水に係る排出基準を適用する場合における既設工場等とみなす「移転」の範囲を定める公告

1 府公害防止条例施行規則別表第六の1の(2)のイの表の備考の4に規定する移転

を定める公告

府公害防止条例施行規則別表第六の1の(2)のイの表の備考の4に規定する「移転」は、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る2以上の工場等の用に供するための敷地等への移転、又は「土地収用法」(昭和26年法律第219号)その他の法律により土地等の収用できる事業の施行に伴う移転として公告した(昭和49年12月20日大阪府公告第204号)。

2 府公害防止条例施行規則別表第六の1の(5)の備考の1の硼素含有量に係る数値の検定方法を定める公告

府公害防止条例施行規則別表第六の1の(5)の備考の1の硼素含有量に係る数値の検定方法は、日本工業規格 K 0102の58・1に該当する方法として公告した(昭和49年12月20日大阪府公告第205号)。

第5節 公害関係部門の組織の充実

第1 公害関係部門の組織強化

複雑多様化する公害事象に対処するため、昭和49年4月1日に公害関係部門の組織強化を次のとおり行った。

- (1)瀬戸内海環境保全臨時措置法の施行に伴い、工場、事業場に対する規制指導を強化するため、生活環境部公害室水質課に瀬戸内海保全係を新設した。
- (2)公害に係る試料の検査、分析業務の機能を充実するため、公害監視センター検査課を、大気検査課、水質検査課及び騒音検査課の3課構成に拡充した。
- (3)環境科学センター(仮称)の設立準備を行うため、公害監視センターにその設立準備室を設けた。
- (4)工場立地適正化を中心とする指導体制等の確立を図るために、商工部に振興課を設けた。
- (5)自然環境保全の一環として森林育成等の組織を強化するため、農林部の組織について自然保護課、水産林務課を自然保護課、森林育成課、農政課水産室に、また、農畜産課を経営指導課にそれぞれ再編整備した。
- (6)公害関係事犯に関する指導取締りを強化するため、警察本部防犯部に公害課が新設された。

第2 環境科学センター(仮称)の設立準備

本府では、公害に関する諸種の調査研究については、公害監視センターを始めとして、放射線中央研究所、公衆衛生研究所、工業技術研究所及び農林技術センター等の試験研究機関において、それぞれの特性に応じた調査研究を実施しているが、現行の調査研究体制をより一層科学的、専門的立場から総合的に機能し得るよう整備する必要がある。

このため、昭和47年11月、大阪府公害研究機構整備調査委員会（大阪府公害対策推進本部の下部組織）から示された公害研究機構の整備に係る報告に基づき、その施策の一環として公害問題研究の中心的役割りを担う機関として、環境科学センター（仮称）を設置することとした。

現段階における構想では、現公害監視センターを軸として、これに情報管理、環境計画研究等の専門部門を付加して発足させる予定である（表3-1-2）。

環境科学センター（仮称）の庁舎については、その全体構想を満たし、所期の機能を十分に發揮させるため新庁舎を建設することとし、昭和48年度においてはその基本設計を行い、昭和49年度には実施設計を行った。

また、公害データ・バンクの設置並びにコンピュータの共同利用等の構想を具体化するため、新規に導入する汎用コンピュータの規模、データ量、機器構成の検討など所要の準備事務を進めた。

表3-1-2 環境科学センター（仮称）の基本構想

部 門	主 な 機 能
管 理	一般管理、公害広報コーナー、公害技術研修、啓発教育
情 報 管 理	公害データ・バンク、総合解析、電子計算機の共同利用、常時監視
環 境 調 査	大気、水質、騒音、振動等の調査研究
環 境 計 画 研 究	環境問題に関する社会科学部門を含めた総合的研究
検 査 測 定 技 術	大気、水質、騒音、振動等の検査分析、測定技術の研究